

㊤ 宍粟市 納付書 (納入済通知書)

加入者名 宍粟市 会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140	合計金額 円
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号
納期限	通知書番号	年度

税額	円	延滞金	円
督促手数料	円	合計金額	円
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。		
納税義務者名	指定期限	バーコード	使用期限

取りまと金融機関 西兵庫信用金庫本店

㊤ 宍粟市
納付書(原符)

加入者名 宍粟市会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

宍粟市
282278収納代行
御しんきん
情報サービス

領収日付印

金融機関保管・コンビニ店舗控

㊤ 宍粟市 領収証書

下記のとおり領収しました。

加入者名 宍粟市会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

収納代行：御しんきん情報サービス

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

お問い合わせ先
は裏面に記載
しております。

金融機関 コンビニエンスストア等でお支払いの場合は左欄に記載だけをお出しください。

ご注意

- ① この税金等の納付場所は次のとおりです。
- ・ 宍粟市役所会計課及び各市民局
 - ・ 西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡陽信用組合並びにハリマ農業協同組合の本店又は本所及び支店又は支所
 - ・ ゆうちょ銀行及び郵便局
 - ・ コンビニエンスストア(全国の各店舗) ※別記載しています。
 - ・ 表面にeLマーク(㊤)が印字されている場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。
- ② 税額等金額を訂正したものは受付できません。

◆クレジットカードによる納付方法

- 利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClub など
(詳細は「F-REGI 公金支払サイト」でご確認ください。)
- 「F-REGI 公金支払い」へのアクセス方法
パソコンから → https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city/ QRコードから → 
- 手数料 納税額に応じた手数料が必要です。(F-REGI 公金支払サイトで確認ください。)

◆スマホアプリによる納付方法

- 利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPAY
 - 支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。
(各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。)
 - コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。
- ※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

お問い合わせ先 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
宍粟市役所 市民生活部 税務課 電話 0790 (63) 3000 (代表)
●課税の内容については 電話 0790 (63) 3124 (直通)
●納税のご相談については 電話 0790 (63) 3134 (債権管理室直通)
※受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日祝日、年末年始は除く)

※ この領収証書は、払込みの証拠となるものですから 5 年間大切に保管してください。

※ この「納付書」は以下の約款に基づき使用されるものです。
この「納付書」を利用したコンビニ店での代金の受領はすなわち宍粟市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本領収証書を受け取った時点で宍粟市に対する債務が履行済になります。

お問い合わせ先
宍粟市役所
市民生活部 税務課
電話 0790 (63) 3124(直通)

◎ 納付場所

市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局

(コンビニエンスストア)

MMK設置店(イオン、New Daysなど ※一部店舗除く)、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、くらしハウス、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、タイエー、ミニストップ、ローソン、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ以上全国の各店舗

※コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱いできません。
また、コンビニエンスストアでの納付は現金のみの取り扱いとなります。
スマホアプリによる納付はできません。

●業務区分No：1 ●帳票No：2 ●帳票名：督促状(標準・送付先付)

㊤ 宍粟市 納付書 (納入済通知書)

加入者名 宍粟市 会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140	合計金額 円
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号
納期限	通知書番号	年度
納期別	納付 区分	納付 期間

未納額	円	延滞金	円	領収 目付 印
督促手数料	円	合計金額	円	
(ご注意) バーコードがない もの、あっても読 取ができないもの や金額を訂正した 場合、コンビニエ スストアでは納 付できません。				収 入 日 付 印
収納代行：美しんさん情報サービス 指定期限 バーコード 使用期限				収 入 日 付 印

取りまとの金融機関 西兵庫信用金庫本店

宍粟市
納付書(原付)

加入者名 宍粟市会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140
未納額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

宍粟市
282278収納代行
美しんさん
情報サービス

領収日付印

金融機関保管・コンビニ店舗

㊤ 宍粟市 領収証書
下記のとおり領収しました。

加入者名 宍粟市会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140
未納額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

収納代行：美しんさん情報サービス
領収日付印

納付書保管・収入印紙不要

お問い合わせ先
は裏面に記載し
てあります。

※注記：この帳票は全体の刷色を「こげ茶」に変更することを予定している。



未納額	円	延滞金	円	督促手数料	円
備考					
通知書番号					

ご注意

- 督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この督促状について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 延滞金は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額に延滞金特例基準割合+7.3% (ただし、納期限後1月を経過する日までの期間は延滞金特例基準割合+1%) を乗じて計算した金額です。
※ 延滞金特例基準割合とは、当該年の前年に財務大臣が告示する割合 (国内銀行の貸出約定平均金利の年平均) に1.0%を加算した割合をいいます。
- この税金等の納付場所は、次のとおりです。
 - ・ 宍粟市役所会計課及び各市民局
 - ・ 西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡路信用組合並びにハマナス農業協同組合の本店又は本所及び支店又は支所
 - ・ ゆうちょ銀行及び郵便局
 - ・ コンビニエンスストア (全国の各店舗) ※別記載
 - ・ 表面にeLマーク(㊤)が印字されている場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。
- 税額等金額を訂正したものは受付できません。

◆クレジットカードによる納付方法

- 利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClub など
(詳細は「F-REGI 公金支払サイト」でご確認ください。)
- 「F-REGI 公金支払い」へのアクセス方法
パソコンから → https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city/ QRコードから → 
- 手数料 納税額に応じた手数料が必要です。(F-REGI 公金支払サイトで確認ください。)

◆スマホアプリによる納付方法

- 利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPAY
- 支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。
(各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。)
- コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによるお支払いはできません。

※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

お問い合わせ先 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
 宍粟市役所 市民生活部 税務課 電話 0790 (63) 3000 (代表)
 ○課税の内容については 電話 0790 (63) 3124 (直通)
 ○納税のご相談については 電話 0790 (63) 3134 (債権管理室直通)
 ※受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土日祝日、年末年始は除く)

◎納付場所

市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡路信用組合、ハマナス農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局

(コンビニエンスストア)

MMK設置店(イオン、New Daysなど ※一部店舗除く)、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、くらしハウス、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、タイエー、ミニストップ、ローソン、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ以上全国の各店舗

※コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱いません。また、コンビニエンスストアでの納付は現金のみの取り扱いとなります。スマホアプリによる納付はできません。

お問い合わせ先
 宍粟市役所
 市民生活部 税務課
 電話 0790 (63) 3124 (直通)

宍粟市 納付書（納入済通知書）				宍粟市 納付書（原簿）				宍粟市 領収証書 下記のとおり領収しました。			
加入者名 宍粟市 会計管理課 口座番号 04460-6-960140 合算金額 円				加入者名 宍粟市 会計管理課 口座番号 01180-6-960140 税額 円 延滞金 円 督促手数料 円 合計金額 円				加入者名 宍粟市 会計管理課 口座番号 01180-6-960140 税額 円 延滞金 円 督促手数料 円 合計金額 円			
納付書番号 通知書番号 年度 期別				納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別			
税額 円 延滞金 円 督促手数料 円 合計金額 円				税額 円 延滞金 円 督促手数料 円 合計金額 円				税額 円 延滞金 円 督促手数料 円 合計金額 円			
(ご注意) パーコードがないもの、あっても誤読が可能なものや金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。				(ご注意) パーコードがないもの、あっても誤読が可能なものや金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。				(ご注意) パーコードがないもの、あっても誤読が可能なものや金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。			
納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別			
納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別			
納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別				納付書番号 通知書番号 期別			



ご注意

- この税金等の納付場所は次のとおりです。
 - 宍粟市役所会計課及び各市民局
 - 西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡路信用組合並びにハリマ農業協同組合の本店又は本所及び支店又は支所
 - ゆうちょ銀行及び郵便局
 - コンビニエンスストア(全国の各店舗) ※別記載しています。
 - 表面にeLマーク(㊤)が印字されている場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。
- 税額等金額を訂正したものは受付できません。

◆クレジットカードによる納付方法

- 利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClub など(詳細は「F-REGI 公金支払サイト」でご確認ください。)
- 「F-REGI 公金支払い」へのアクセス方法
パソコンから → https://koukin.f-regi.com/ie/shiso_city/ QRコードから → 
- 手数料 納税額に応じた手数料が必要です。(F-REGI 公金支払サイトで確認ください。)

◆スマホアプリによる納付方法

- 利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、muPAY
- 支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。(各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページよりご確認ください。)
- コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。
- ※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

お問い合わせ先 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
 宍粟市役所 市民生活部 税務課 電話 0790 (63) 3000 (代表)
 ◎課税の内容については 電話 0790 (63) 3124 (直通)
 ◎納税のご相談については 電話 0790 (63) 3134 (債権管理室直通)
 ※受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日祝日、年末年始は除く)

※ この領収証書は、払込みの証拠となるものですから、5 年間大切に保管してください。

※ この「納付書」は以下の約款に基づき使用されるものです。
 この「納付書」を利用したコンビニ店での代金の受領はすなわち宍粟市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本領収証書を受け取った時点で宍粟市に対する債務が履行済になります。

お問い合わせ先
 宍粟市役所
 市民生活部 税務課
 電話 0790 (63) 3124 (直通)

◎ 納付場所

市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡路信用組合、ハリマ農業協同組合の本店並びに各支店、ゆうちょ銀行及び郵便局

(コンビニエンスストア)
 MMK設置店(イオン、New Daysなど※一部店舗除く)。
 スリーエイト、生活利家、セイコーマート、セブン-イレブン、くらしハウス、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、タイエー、ミニストップ、ローソン、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ以上全国の各店舗

※ コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1 枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱いません。また、コンビニエンスストアでの納付は現金のみの取り扱いとなります。
 スマホアプリによる納付はできません。

【表面】

㊤ 宍粟市 納付書 (納入済通知書)																									
加入者名 宍粟市 会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140	合計金額	円																						
収納機関 番号	納付 番号	納付 区分	納付 期別																						
納期限	通知書番号	年度																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>税額</th> <th>円</th> <th>延滞金</th> <th>円</th> <th>領収 日 付 印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> コンビニ収納用 納税 義務 者名 (ご注意) バーコードがない もの、あっても読 取ができないもの や金額を訂正した 場合、コンビニエ ンスストアでは納 付できません。 </td> <td> 宍粟市保管・コンビニ振替 収納代行：御しんきん情報サービス </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 収納代行：御しんきん情報サービス 指定期限 バーコード 使用期限 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						税額	円	延滞金	円	領収 日 付 印	督促手数料	円	合計金額	円		コンビニ収納用 納税 義務 者名 (ご注意) バーコードがない もの、あっても読 取ができないもの や金額を訂正した 場合、コンビニエ ンスストアでは納 付できません。				宍粟市保管・コンビニ振替 収納代行：御しんきん情報サービス	収納代行：御しんきん情報サービス 指定期限 バーコード 使用期限				
税額	円	延滞金	円	領収 日 付 印																					
督促手数料	円	合計金額	円																						
コンビニ収納用 納税 義務 者名 (ご注意) バーコードがない もの、あっても読 取ができないもの や金額を訂正した 場合、コンビニエ ンスストアでは納 付できません。				宍粟市保管・コンビニ振替 収納代行：御しんきん情報サービス																					
収納代行：御しんきん情報サービス 指定期限 バーコード 使用期限																									
取引先との金融機関 西店振替用金庫本店 宍粟市 282278 収納代行 御しんきん 情報サービス																									

㊤ 宍粟市 領収証書 ㊤	
下記の通り領収しました。	
加入者名 宍粟市会計管理者	口座記号番号 01160-6-960140
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名 通知書番号 納期限 指定期限	
収納代行：御しんきん情報サービス 領収日付印 納付者保管・収入印紙不要	

お問い合わせ先
は裏面に記載し
てあります。

【裏面】

※ この領収証書は、払込み
の証拠となるものですから
5年間大切に保管してくだ
さい。

※ この「納付書」は以下の
約款に基づき使用されるも
のです。
この「納付書」を利用した
コンビニ店での代金の受領
はすなわち宍粟市の代理受
領であり、支払者は請求金
額を支払い本領収証書を受
け取った時点で宍粟市に対
する債務が履行済になりま
す。

お問い合わせ先
宍粟市役所
市民生活部 税務課
電話 0790 (63) 3124(直通)

◎ 納付場所

市役所会計課・各市民局又は西兵庫信
用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと
銀行(県内)、淡路信用組合、ハリマ農
業協同組合の本店並びに各支店、ゆう
ちょ銀行及び郵便局

(コンビニエンスストア)
MMK設置店(イオン、New Daysなど
※一部店舗除く)、
スリーエイト、生活彩家、
セイコーマート、セブン-イレブン
くらしハウス、デイリーヤマザキ
ハセガワストア、ハマナスクラブ
ファミリーマート、ポプラ、タイエー
ミニストップ、ローソン
ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
以上全国の各店舗

※コンビニエンスストアでは、
バーコードのないもの、バーコード
が読み取れないもの、納付期限を過
ぎたもの、金額を訂正したもの、1
枚の納付書が30万円を超えるものは
取り扱いできません。また、コンビ
ニエンスストアでの納付は現金のみ
の取り扱いとなります。
スマホアプリによる納付はできません。

お問合せ先	
-------	--

(單位：円)

[illegible]

(單位：円)

[illegible]

※赤色の点線はミシン目

※赤色の点線はミシン目

年度		給与所得等に係る		市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書		(納税義務者用)	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡
所得	その他の所得計	総所得金額①	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	雑損	障害・寡・ひ・勤	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	医療費	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	社会保険料	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	小規模企業共済	扶養	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	生命保険料	基礎	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	地震保険料	所得控除合計②	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
(摘要)							

市民税	税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥	
市民税	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
県民税	税額控除額⑤	
県民税	所得割額⑥	
県民税	均等割額⑦	
森林環境税	税額⑧	
特別徴収税額	⑨	
控除不足額	⑩	
既納付額	⑪	
差引納付額	⑫	
変更前税額	⑬	
増減額	⑭	
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となる）、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消しの執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
7月分		10月分	1月分	4月分
8月分		11月分	2月分	5月分

問合せ先 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所 市民生活部税務課 電話 0790 (63) 3124 (直通)

年度		給与所得等に係る		市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書		(納税義務者用)	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡
所得	その他の所得計	総所得金額①	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	雑損	障害・寡・ひ・勤	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	医療費	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	社会保険料	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	小規模企業共済	扶養	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	生命保険料	基礎	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	地震保険料	所得控除合計②	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
(摘要)							

市民税	税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥	
市民税	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
県民税	税額控除額⑤	
県民税	所得割額⑥	
県民税	均等割額⑦	
森林環境税	税額⑧	
特別徴収税額	⑨	
控除不足額	⑩	
既納付額	⑪	
差引納付額	⑫	
変更前税額	⑬	
増減額	⑭	
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となる）、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消しの執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
7月分		10月分	1月分	4月分
8月分		11月分	2月分	5月分

問合せ先 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所 市民生活部税務課 電話 0790 (63) 3124 (直通)

年度		給与所得等に係る		市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書		(納税義務者用)	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡
所得	その他の所得計	総所得金額①	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	雑損	障害・寡・ひ・勤	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	医療費	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	社会保険料	配偶者特別	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	小規模企業共済	扶養	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	生命保険料	基礎	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
所得	地震保険料	所得控除合計②	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡
(摘要)							

市民税	税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥	
市民税	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
県民税	税額控除額⑤	
県民税	所得割額⑥	
県民税	均等割額⑦	
森林環境税	税額⑧	
特別徴収税額	⑨	
控除不足額	⑩	
既納付額	⑪	
差引納付額	⑫	
変更前税額	⑬	
増減額	⑭	
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となる）、提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消しの執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
7月分		10月分	1月分	4月分
8月分		11月分	2月分	5月分

問合せ先 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所 市民生活部税務課 電話 0790 (63) 3124 (直通)

※赤色の点線はミシン目

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦÷森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除のことです。

●税率

・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,800円
(県民税均等割のうち、800円は緑の豊郷のための「県民緑税」です。)
・所得割(総合課税方式) 市民税 6% 県民税 4%
・森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損 損失 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額8万8千円)

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦÷森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除のことです。

●税率

・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,800円
(県民税均等割のうち、800円は緑の豊郷のための「県民緑税」です。)
・所得割(総合課税方式) 市民税 6% 県民税 4%
・森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損 損失 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額8万8千円)

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦÷森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除のことです。

●税率

・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,800円
(県民税均等割のうち、800円は緑の豊郷のための「県民緑税」です。)
・所得割(総合課税方式) 市民税 6% 県民税 4%
・森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損 損失 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額8万8千円)

		支払金額	控除額
生命保険料	12,000円以下のとき	全額	
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
	56,000円超のとき	28,000円	
健康保険料	15,000円以下のとき	全額	
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
	70,000円超のとき	35,000円	

控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金の合計額について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	
	支払金額	控除額
控除	一般生命保険料及び個人年金の合計額については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
	支払金額	控除額
	5,000円以下のとき	支払金額の1/2
	5,000円超50,000円以下のとき	25,000円
	50,000円超のとき	25,000円
控除	旧長期保険料	
	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超40,000円以下のとき	10,000円
	40,000円超のとき	10,000円
控除	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円。	

生計単位	所得金額	控除額
12,000円以下	全額	
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	
56,000円超	28,000円	

計額(固定額28,000円)		
	支払金額	控除額
地震保険料控除	保険料額 50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約 5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、控除額は25,000円		

	支払金額	控除額
生計単位	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
保田	15,000円以上のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
険料	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人生命保険料の合計額に、それぞれ上の算式により計算した控除額を加算し、	
	控除生命保険料又は個人生命保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について上の算式により計算した控除額の合計額を28,000円とする。	
	支払金額	控除額
地保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
田保険料	15,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の2/3+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
控除	地保険料、田保険料の双方がある場合は、	

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者 一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
配偶者 老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者 一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
配偶者 老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者 一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
配偶者 老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者 一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
配偶者 老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者 一般	3.3万円	2.2万円	1.1万円
配偶者 老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

基礎 控除	納税者本人の 所得金額	2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下
----------	----------------	---

◎控除控除 (調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の
 区別に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次①の2つのいずれか少ない額の5% (国民保
 税3%) に相当する金額
 ①下の控除の種類欄に掲げる控除の適用可
 有額は、同表金額欄に掲げる金額を合算
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者

基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額		

基礎 控除	納税者本人の 所得金額	2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下
	43万円	29万円 15万円

○税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の者の区分に応じた金額

次の2つのうちいずれか少ない額の5%（国民税3%）に相当する金額

- ① 下表の控除の種類別に掲げる控除の適用においては、国民税控除に掲げる金額を合計
- ② 合計税所得金額が200万円超の者の金額のうち①の金額を控除した金額（5万円超7万円の場合は、国民税2%、市町税3%）

① 下表の控除の種類別に掲げる控除の適用においては、国民税控除に掲げる金額を合計

控除の種類	控除の金額	控除の種類	控除の金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 特別障害者 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
寡婦控除	1万円	特別障害者控除	48万円未満 50万円以上55万円未満
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 18万円
勤労学生控除	1万円		

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額	43万円	29万円	15万円

◎基礎控除（調整控除）
 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の区分に区別した金額
 合計親現世所得金額が200万円以下の者
 ①上記の控除のいずれか少ない金額（両親共に同一）に相当する金額
 ②上記の控除の金額に「配偶者」に相当する金額を合計
 ③上記の控除の金額に「未成年の子女」に相当する金額を合計
 ④上記の控除の金額に「同居の親類」に相当する金額を合計
 ⑤上記の控除の金額に「同居の親類」に相当する金額を合計
 ⑥上記の控除の金額に「同居の親類」に相当する金額を合計

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎 控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円
配偶者	5万円	配偶者	5万円
未成年の子女	5万円	未成年の子女	5万円
同居の親類	22万円	同居の親類	4万円
基礎 控除	17万円	基礎 控除	5万円
ひとり親 父	17万円	ひとり親 父	5万円
ひとり親 母	5万円	ひとり親 母	5万円

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額	43万円	29万円	15万円

場合、下記

2%、市民

ある場合に
した金額

①税額控除（配当控除）	
課税所得金額	
種 類	利益の配当等 外貨建等以外の証券投資信託 外貨建等証券投資信託
②税額控除（住宅借入金等特別	
前年分の所得税において平成21年 借入金等特別控除の適用を受けたた 分の所得税に係る課税所得金額等	

① 前年分の所得に係る住宅借入金 の住宅借入金の総額又はその 半額を有する として計算した金額	② 前年分の所得税額 (住宅借入金 市民税)
円 2 万円 円 3 万円 円 2 万円 円 1 万円 円 10 万円 円 18 万円	3 / 5

○ 税額控除 (配分割合又は株式
 配当金制又は
 株式等譲渡所得
 税
)

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額	43万円	29万円	15万円

基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額
 基礎 所得金額

額	円以下	円超50万円以下	円超100万円以下	円超
市	2万円	3万円	2万円	1万円
区	2万円	1万円	1万円	1万円
人	10万円	10万円	10万円	10万円
算	13万円	13万円	13万円	13万円

内」として計算した金額

①前年分の所得に係る住宅借入金等と前年分の住宅借入金等とを平均して計算した金額を有するとして計算した金額

②前年分の所得税の額（住宅借入金等）

市	3 / 5
---	-------

◎税額控除（配当割額又は株主優待等）

区	分
配	当
株	主
優	待
等	等

43万円	29万円	15万円
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎 所得金額	基礎 所得金額	基礎 所得金額
基礎		

1,000万円以下 の部分		1,000万円 超の部分	
市民税	県民税	市民税	県民税
1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(税額控除)

から令和7年までの入居に係る住宅
①から②を控除した金額(前
の10分の5に相当する金額(97.

④に下欄の割合を乗じた金額 と3年まで(地方税法附則第61条)であって、特定取得、特別特 待)又は特例特別特例取得に 関する⑦と、197,500円を136、	金等特別控除額(特定増改築等 19年若しくは平成20年の居住年)場合には、当該金額がなかったも 金等特別控除等適用前の金額)
市民税	2 / 5
市民税	市民税
3 / 5	2 / 5

1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
市民税	県民税	市民税	県民税
1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
0.4%	0.3%	0.2%	0.1%

(税額控除)

から令和7年までの入居に係る住宅の①から②を控除した金額(前項の100分の5に相当する金額〔97,500円〕に下欄の割合を乗じた金額)と令和3年まで(地方税法附則第61条第1項第2号において「令和3年」としてある。特定取得、特例取得等)又は特例特別特例取得に該当する部分の7)と、〔97,500円〕を「136、

金等特別控除額（特定増改築等） 19年若しくは平成20年の居住年 場合には、当該金額がなかったた 金等特別控除等適用前の金額）	
県民税	2 / 5
等譲渡所得割額の控除）	
市民税	県民税
3 / 5	2 / 5

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額 <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td>	43万円	29万円	15万円

税	前年中に次に掲げる寄附金総所得金額の合計額を30%超過する金額に超える場合
%	市市民税は6%に相当する場合
%	1 都道府県、市町村又は
%	2 住所の道府県共同寄附金
%	3 所得税法等に規定される増進に寄与する寄附金例で定めるもの
宅	4 特定非営利活動法人に寄与する寄附金と定めるもの
年	
00	

の 定 金 00	ただし、1の寄附金が、 に、下表の左欄の区分に 税は5分の2、市県税は 全額（所得割の20%に に相当する金額）
係 係 の	課税総所得金額から人的 0円以上1 195万円超 330万円超 695万円超 900万円超 1,800万円超 4,000万円超 0円未満 課税山林所得金額及び課税 0円未満 課税山林所得金額又は課税

税 率 %	●税額控除（寄附金税） 前年中に次に掲げる寄附金（総所得金額の合計額の30%以下）が2千円を超えるもの 市市民税は6%に相当するもの 1 都道府県、市町村又は住居所在地の道府県共同財団 2 寄附金の増進に寄与する寄附金の増進に寄与する寄附金の増進に寄与する寄附金と定めるもの 3 所得税法等に規定される増進に寄与する寄附金の増進に寄与する寄附金と定めるもの ただし、1の寄附金（市市民税は5分の2、市市民税は25%）（所得割の20%以下に相当する金額） 課税所得金額から人
宅 地 千 00	
の 定 金 00	

係 係 の		0円以上1
		195万円超
		330万円超
		695万円超
		900万円超
		1,800万円超
		4,000万円超
	0円未満	
	(課税山林所得金額及び課税雑所得金額)	
	0円未満	
	(課税雑所得金額)	

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額 <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td>	43万円	29万円	15万円

金を出し、合計額（寄附金の合計額がを超える場合には当該30%に相当する金には、その超える寄附金の贈戻税は4%、額特別区に対する寄附金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金控除の対象のうち、住民の福祉金として住居地の道府県又は市町村の金に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に住所地の道府県又は市町村の条例で定

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額	43万円	29万円	15万円

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額	43万円	29万円	15万円

基礎 納税者本人の所得金額	基礎 所得金額
95万円以下	84.895 %
330万円以下	79.79 %
695万円以下	69.58 %
900万円以下	66.517 %
1,800万円以下	56.307 %
4,000万円以下	49.16 %
1万円超	44.055 %
3.退職所得金額を有しない場合	90 %
4.退職所得金額を有する場合	地方税法に

基礎 納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
基礎 所得金額 <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td>	43万円	29万円	15万円

【表面】

兵庫県宍粟市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書		兵庫県宍粟市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書		兵庫県宍粟市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書	
市区町村コード 2 8 2 2 7 8		口座番号 01110-0-960137		加入者名 宍粟市会計管理者	
指定番号		納入金額(1)		納入金額(1)	
令和 年 月 分		令和 年 月 分		令和 年 月 分	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を本欄で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を本欄で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を本欄で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	
納税区分 退職所得分		納税区分 退職所得分		納税区分 退職所得分	
延滞金		延滞金		延滞金	
督促手数料		督促手数料		督促手数料	
合計額		合計額		合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称		(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称	
様		様		納	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(取りまとめ金融機関 西兵庫信用金庫 本店) (市保管)	

【裏面】

個人市民税 個人県民税 納入申告書 (退職所得用)	
宍粟市長様 年 月 日 提出	
退職者住所	
退職者氏名	年 月 分 人員 人
勤続年数 年	退職区分 ☐ 普通 ☐ 障害 ☐ 特定役員
退職手当等支払金額	
特別徴収税額	市民税 県民税
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
特別徴収義務者 住所(居所) 又は所在地 氏名 又は名称	(受付印)

特別徴収税額の納入場所

- 宍粟市役所会計課及び各市民局
- 宍粟市の指定した金融機関
 - ・西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡路信用組合、ハリマ農業協同組合の本店又は本所及び支店又は支所
 - ・近畿2府4県内のうち銀行の支店及び出張所並びに郵便局の営業所
- ※近畿2府4県外のうち銀行・郵便局へ納入を希望される事業所については、手引きの「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」を提出してください。
- なお、前年度までに納入機関として既に提出された郵便局へ本年度も納入される場合は必要ありません。
- その他の金融機関(手数料が必要な場合があります)
- eLTAXを利用した共通納税システム

納入申告書記載の要領

- 1.「年 月 分」欄には退職手当等を支払った年月を記入してください。
- 2.「人員」欄には退職手当等の税額を徴収した人員を記載してください。
- 3.特別徴収税額の「市民税」「県民税」の欄には、退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の市民税額と県民税額を記載してください。
- 4.退職者が2名以上ある場合は明細書を提出してください。

※注記：裏面は現行版の記載を、参考として表示している。

【表面】

8

令和 ~~7~~ 年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額納入書綴

◎納入書は該当月分の納入書をご使用ください。

なお、誤って記載された場合は必ず予備の用紙（この納入書綴の末尾にある2枚で、月分の表示がないもの）に該当月を記入のうえご使用ください。

し そう
宍 粟 市 役 所

市民生活部 税務課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
電 話 (0790) 63-3000(代表)
(0790) 63-3124(直通)

【裏面】

特別徴収税額の納入についてのお願い

当市では、収納を電算機により処理しておりますので、この納入書をご使用ください。

主な注意事項は次のとおりです。

税額に変更のない場合

●何も記入しないでください。

税額に変更のある場合

●税額に変更が生じた場合は、印刷されている納入金額を横線で消し、下欄の「給与分」と「合計額」欄に金額を記入してください。

●金額の前に¥は書かないでください。

●機械で読み取りますので、はっきりと書いてください。

●黒のボールペンで記入し、数字は所定のワクからはみ出さないようにしてください。

●用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。

備 考

数字の書き方

線をつなぐ

簡単な形で書く

字と字を接けない

ワクに触れないように大きく書く

曲線は完全に結ぶ

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---